

寄附金領収証

住所 101-0065 東京都千代田区西神田2-4-1 東方学会新館2階

氏名 公益財団法人日本伝統文化振興財団 様

金額 ¥19,284

上記の金額を「震災復興に文化芸術を！」特定寄附金として領収いたしました。

平成25年10月31日

所在地 東京都新宿区西新宿3-20-2

法人名 公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会

代表理事 野村 太良



* 本協議会は公益社団法人（特定公益増進法人）ですので、本寄附は所得税法第78条該当の寄附金控除の対象となります。また、法人税法第37条第4項該当の特別損金算入限度額の寄附金として、損金算入することができます。本領収証はその証拠書類となりますので、大切に保管してください。

* 本協議会は公益社団法人ですので、印紙税法により印紙は添付いたしません。